

令和7年度 真上地区浸水被害軽減対策基本設計業務委託

特記仕様書

高槻市 都市創造部 下水河川企画課

第1章 総 則

1-1 目 的

この仕様書は、高槻市都市創造部下水河川企画課（以下「発注者」という。）の施行する令和7年度真上地区浸水被害軽減対策基本設計業務委託（以下「業務」という。）に関する事項を定めるものとする。

1-2 履行期間

契約日 から 令和8年3月13日まで

1-3 適 用

本業務は、特記仕様書、委託契約書及び「測量、調査及び設計業務委託必携（令和7年4月 大阪府都市整備部）」並びに関係法令に基づき施行する。

1-4 仕様書の適用

業務は、仕様書に従い施行しなければならない。また、仕様書に定めのない事項については別途協議するものとする。

1-5 業務の概要

本業務は、過年度業務において設定した、真上排水区の浸水被害軽減対策方針の一部である既存北清水小学校調整池を利用するための復元設計と耐震診断及び耐震補強設計と方針に対する調整池の基本設計を行うものである。

また、前島地区の区画割平面図を現況及び下水道台帳に合わせた更新を行う。

1-6 費用の負担

業務の遂行に必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

1-7 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1-8 中立性の堅持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1-9 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び高槻市個人情報保護条例を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1-10 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1-1-1 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って業務委託契約書に定めるもののほか、別表に定める書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとする時はその都度承認を受けなければならない。

1-1-2 管理技術者及び照査技術者

(1) 受注者は、管理技術者、照査技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））または、下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため十分な数の技術者を配置しなければならない。

1-1-3 成果品の検査

(1) 受注者は、業務完了後に発注者の完了検査を受けなければならない。

(2) 成果品の検査において訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の間違いが発見された場合は、ただちにこの修正を行わなければならない。

1-1-4 引渡し

成果品の検査合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって業務の完了とする。

1-1-5 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁との協議を必要とするとき、また、協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を延滞なく報告しなければならない。

1-1-6 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1-1-7 参考文献等の明記

業務において文献その他の資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記するものとする。

1-1-8 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1-1-9 内部通報に関する制度

受注者又は受注者が本仕様書に定める業務等に従事させる者は、本業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反する恐れのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、

「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。
また受注者は契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

1-20 環境方針の周知

受注者は、業務に従事する者に別記「環境方針」を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めること。

1-21 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者の協議によるものとする。

第2章 業務内容

本市の真上排水区における安岡寺町1丁目および松が丘2丁目の特定の箇所において、水路が溢水し付近に浸水被害が発生していることを受け、令和4年度 真上地区浸水被害軽減対策基本設計業務委託において、以下4つの対策方針として結論付けている。

- ① 東山川流域の一部を西山川流域へ変更
- ② 東山川のバイパス管
- ③ 既設北清水小学校調整池改修
- ④ 東山川水路断面改修

本業務では、③の北清水小学校調整池利用した対策方針において、集水面積の拡大と調整池の改良によって、放流量を抑制し、下流域の浸水対策の一部を担うこととしている。

しかし、当該調整池は昭和47年頃に建設された調整池であり、建設当時の竣工図等も残っていないことから、令和6年度に実施した既存雨水調整池の機能耐久性調査の結果を踏まえ耐震性能評価ならびに補強対策の基本設計を実施する。

2-1 既存調整池耐震性能評価

(1) 調整池容量 3,800m³

(2) 現地調査

以下の事項を目視確認し、記録（写真、概況図、簡易計測値など）する。

- I、原設計と現況（使用状況、改築補修状況）
- II、躯体劣化状況（変形、亀裂、変質、剥落、錆）
- III、地盤沈下状況、構造物沈下状況
- IV、周辺環境（周辺土地利用状況、現況地形）

(3) 耐震診断

耐震計算入力条件の整理及び診断

以下の事項を確認し、整理するとともにレベル1およびレベル2地震動に対する耐震診断を行う。

- ① 地盤の土質特性
- ② 現況に整合した荷重条件

- ③ レベル1及びレベル2地震動における入力条件
- ④ 構造体のモデル化
- ⑤ 材料の許容応力度
- ⑥ 液状化の判定、基礎、躯体の耐震性の定量的評価
- ⑦ 評価結果とりまとめ

(4)補強対策検討

- ・耐震補強計画の策定

対象構造物の耐震補強の方法について比較検討し、適切な補強策を選定する。

また、選定した補強策の施工手順及び仮設方法を検討し、施工計画案を策定する。

- ・総合評価

選定された耐震対策案に対し、経済性、施工難易度、処理機能の維持及び人命の安全確保の面から、実現可能性を総合的に評価する。

(6)照査

診断計画の妥当性、資料収集、整理事項の妥当性、現設計条件と収集情報の整合性、現地確認、耐震計算入力条件の適切性、実態との整合、詳細診断の適切性、耐震補強策と計算結果の整合性、施工計画の適切性について照査する。

2-2 調整池基本設計

(1) 基本条件の確認

- ・資料収集、現地踏査、

既存下水道施設の把握、区画割平面図、流量表、既計画の調査資料、土質資料及び必要資料の収集、計画区域の地域特性の把握

なお、耐震性能については「2-1 既存調整池耐震性能評価」について検討し、常時の耐荷力については本項で検討すること。

(2) 水位関係の検討

容量計算、水理計算、耐荷重能力、耐震性等の構造計画の検討を実施する。

特に、基本検討では流入渠からの流入方法、流出抑制のためのオリフィス構造についても改良を加える検討を実施しており、この場合の構造への影響についても検討を行うものとする。

(3) 施工方式比較検討

制約条件を整理し、仮設計画、段階的施工計画について検討する。

調整池への流入渠および放流先の幹線は、調整池底高に比べ5m程度低い位置にあり、幹線断面上部には梁が設置されている。

施工時にはこれら梁の撤去等も必要になる可能性があり、梁撤去の可能性、撤去後の補強の必要性、施工方法についても検討が必要である。

2-3 区画割平面図時点更新

区画割平面図の時点更新については、各排水区における現況排水施設に枝線までを加えた雨水区画割平面図、流量表の更新を行う。

○雨水

前島2-4排水区(12.61ha)、前島2-4'(7.76ha)、前島2-6(13.25ha)

2-4 一般事項

- (1) 受注者は、調査及び計画にあたり、都市計画との関連性、地域社会の動向、当該地域にかかる下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果について十分な検討を加えて行わなければならない。
- (2) 業務の実施に当たって受注者は、発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打ち合せの際に相互に確認しなければならない。
- (3) 業務着手時及び業務の重要な区切りにおいては打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互の確認をしなければならない。
- (4) 管理技術者は、主要な打ち合わせには必ず出席しなければならない。

第3章 成果品

3-1 提出図書

成果品は以下のとおりとし、提出部数は2部とする。

- (1) 令和7年度 真上地区浸水被害軽減対策基本設計業務委託 報告書
 - ・報告書 A4
 - ・作成図面等 一式
- (2) その他関係図書
- (3) 打合せ議事録
- (4) 電子データ 一式

業務にて作成された成果品については、前述の提出図書のほか、電子データを収めた電子媒体(CD-R又はDVD-R等)を正副2部提出するものとする。ファイル形式等については、協議の上決定する。

第4章 準拠すべき図書

4-1 準拠すべき図書

業務の実施にあたっては、法令の定めに従い実施するほか、下記に掲げる図書等に準拠しておこなうものとする。

- (1) 北部大阪都市計画下水道事業(淀川右岸/安威川流域下水道)計画図書
- (2) 北部大阪都市計画下水道事業(淀川右岸/安威川流域関連公共下水道)計画図書
- (3) 日本工業規格(JIS)(経済産業省)
- (4) 日本下水道協会規格(JSWAS)
- (5) 下水道事業の手引き(日本水道新聞社)
- (6) 下水道計画の手引き(全国建設研修センター)
- (7) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説(国土交通省)
- (8) 下水道管路施設設計の手引(日本下水道協会)

- (9) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (10) 流域貯留施設等 技術指針（案）（公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会）
- (11) 高槻市総合雨水対策アクションプラン
- (12) 高槻市雨水流出抑制施設に関する技術指針（案）

4-2 上記以外の図書

上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ調査職員の承諾を受けなければならない。

以 上